

特記仕様書

総 則

この仕様書は、小値賀町が令和4年度に購入する「大型生ごみ処理機購入事業」について、必要な事項を定めるものとする。

1 一般事項

- (1) 事業番号：4 値建備第12号
- (2) 事業名：大型生ごみ処理機購入事業
- (3) 納入場所：長崎県北松浦郡小値賀町笛吹郷
(小値賀港止で可)
- (4) 納入期限：令和4年12月26日限り
- (5) 物品・規格・数量
 - ①大型生ごみ処理機「トラッシュ」バスター 3基
(処理量 約30kg/日)
 - ②大型生ごみ処理機「トラッシュ」ジュニア 2基
(処理量 約10kg/日)
- (6) 業務の範囲
「トラッシュ」バスター3基及び「トラッシュ」ジュニア2基を、小値賀港止で納品する。また、設置時に指導員を派遣する。
- (7) 業務の処理
本特記仕様書に明記されていない事項、又は疑義が生じた場合は直ちに発注者に報告する。報告を怠って製作、納入を実施したために生じた損害は、全て受注者の負担とする。
- (8) 留意事項
受注者は、引渡し完了後のアフターケアに十分配慮しなければならない。
- (9) 許認可手続き
受注者は、業務に必要な諸手続きは遅滞なく行うこと。

2 提出書類

- (1) 受注者は、納品時に次に掲げる書類一式を作成し、各1部提出すること。
 - ①操作説明書・マニュアル等
 - ②保証書
 - ③その他発注者が指示するもの

3 保証期間等

- (1) 納入検査後1年以内に機器上の不備による故障等または自然破損を生じたときは、無償にて修理又はその他の保証を受注者の責任において行うものとする。

4 検査

- (1) 検査は、仕様書等に基づいて行う。
- (2) 完成検査は、発注者の立ち会いのもと行うものとする。

5 費用負担

- (1) 前頁記載事項のほか、納入までに要する手続きにかかる一切の諸費用は受注者の負担とする。
- (2) 本仕様書に定めのない事項で、機能上当然必要なものは装備すること。

6 その他

納入する機器類は、本仕様を示す規格・形式と同等かそれ以上とする。